

第7日

平成22年9月7日（火）

午後零時59分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、17番井本五男議員の質問を許可します。17番井本五男議員。

（17番井本五男君登壇）

17番（井本五男君） 17番議員の井本五男であります。きょうは台風9号が心配されておりますが、そういう中、しかもまた何かとお忙しい中に、こうして多くの市民の方に傍聴においでいただきました。心から厚く御礼を申し上げます。

あしたは8日、8日であるわけではありますが、この8日ごろをですね、二十四節気の中では白露ということであるそうでもあります。これは秋分の日が23日であるわけではありますが、その15日前のころのことを白露ということであるそうでもあります。このころになってまいりますと、秋がだんだんと深まってまいる。そういう時期であるということではありますが、ことしはなかなかそういう気配を感じないこのごろであるわけであります。来週までは、すごく、まだ残暑が厳しいと、そういう、すごいこの夏日ということになってまいっております。

きょうはですね、4つの項目にわたって通告をさせていただきました。私にとりましては大事な項目でありますし、最後まで行き着くことができるようにしっかりと質問をさせていただきたいと思っております。私も簡潔なる質問をさせていただきますので、市長以下職員の皆さん方にも簡潔なる答弁をいただきますことをお願いを申し上げながら、質問席から質問を続行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

（17番井本五男君降壇）

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 通告順に従っていきたくは思いますが、まず最初に、市長のほうに伺いをするわけではありますが、市長就任されまして4カ月猶予時間が経過をいたしました。市長も議員生活、市会議員を2期8年、そして県会議員を5期19年、合わせますと27年間という時間を過ごされたわけではありますが、いろんな知識も十二分に備えられてのこの朝倉市の2代目の市長ということで頑張っておられるわけであります。

朝倉市も合併をいたしまして4年半ぐらいなるわけではありますが、いろんな課題も多ございますし、またこれから市長が冒頭におっしゃっております、日本一のふるさと朝倉、この構想に向かってですね、今、一生懸命、その激務に邁進されておると、そのように思っております。今まで、この4カ月猶予の間、いろんな葛藤もされてきておられるんじゃないのかなというふうに思います。そういったところの率直な心境をですね、よろしかったら、時間は余りとられませんが、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 市長に就任してから4カ月余りたったわけでありませけれども、その間、率直な感想を聞かせてほしいということでありませ、私が市長に就任いたしましたのが4月23日でありますから、4カ月余りの月日がたったわけであります。本当にです、あつという間に4カ月過ぎたなというのが率直な今の実感であります。そういった中でです、議会の皆さん方の御協力もいただきませ、プレミアム商品券についての助成とかです、就学前の子どもたちの医療費無料化等をです、選挙中におうたいしてたものを実現することができました。ただ、今からです、まだまだです、やらないかんことがたくさんあります。そういった中で、まず、やはり申し上げておりましたのは、地方分権あるいは地域主権の時代にふさわしい職員、対応できる職員ということですから、職員の皆さん方の意識改革ということも取り組まなかならんということですから、今日までです、私なりの考え方を職員の皆さん方にお伝えしてです、職員の皆さん方も少しずつ意識を変えていただきたいということ取り組みをさせていただいております。どこまで職員の皆さん方がそのことを理解していただいておりますかというのことは、私自身はつきり言えない部分もありますけれども、今後ともです、このことについては、私としては努力をしていきたいなというふうに思っております。またです、この4カ月間、私はできるだけ多くの市民にお会いしたいという思いで、お会いして、直接市民の生の声も聞かなくやならんということ、積極的にです、地域の催しものや会合などに出させていただいて、市民との対話もやってきたつもりであります。その中でいろいろ感じたことがあるんですが、これはもう市長に就任する前からわかっていたといたら、えらそうでありませけれども、やはり市長という、要するに、首長、市長であれ、県知事であれ、町長であれ、村長であれです、最終的にはです、首長が判断して決定をするわけでありませし、また、その責任も首長がきちととっていかなかならんということを考えましたときです、いわゆる重みと申しますか、また、あわせて言葉、私は議会の場とか、市民の席の言葉の重みというものを、改めて、今感じておるところであります。いずれにいたしましてもです、市民の皆さん方と一緒になつて、これからの朝倉市をつくっていきなつたいというふうに思っておりますし、そのために市役所もです、さつき申し上げましたように、市役所職員も含めた意識改革の中で、市役所の職員と一緒になつてです、今後より一層です、私が申し上げております、親と子と孫と一緒に住めるような地域づくりのためにです、課題はたくさんありますけれども、進んでいかなかならんという思いをです、今しております。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 市長です、やっぱり市民5万8,000猶予のトップにおられるわけでありませ、市長は常に孤独な存在だらうかなというふうに思います。これからもひとつ市民のために、そして日本一のふるさと朝倉市をつくっていくんだという、そういう

初心を忘れることなく、また、これからもしっかりと頑張っていたきたいな、そのように御期待を申し上げておきたいと思います。

それではですね、2番目の朝倉農業高校跡地活用についての質問に入ります。

私は、これまでの進捗状況、そして2番目に、これからの取り組みについてと2つに分けて通告をさせていただきました。しかし、これは関連性ありますので、一緒にさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初にですね、7月の全員協議会の中で校有地の所有権移転登記が7月中に完了する予定だと、こういう報告を受けたところでありますが、どうも今までのお話を聞く中で、この登記がなされていないようであります。これから、いつごろにこの登記が済まされるのか、また、どういう形式でこれをされていこうとしてあるのかを、まずお尋ねをいたします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） お話いただきましたように、校友会所有地寄附地でございますけれども、所有権移転登記の手続きにつきまして、農地がございましたので、7月9日の定例農業委員会で許可をいただいたところでございます。

早速、朝倉農業高校校友会の事務局に所有権移転登記承諾印の受領をお願いにしております。広大な土地をいただきますので、はじめといいますですか、レセプションとして、市長と調印式なるものを設けていただきたいというようなお話もございます。そういうことから日程の調整をしておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） ということは、まだ、いつごろに調印式をやっていこうというのは、まだ決まっていなくて、こういうことで。しかしながら、この6万平米という校友会の皆さんの大事な財産をいただくわけでありますから、それなりの調印式はやっていきたいと、このようにお考えでありますので、ぜひ、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それからですね、その後の管理体制。内容的なもの。こういうのまでの協議というのはいきておるわけですか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 管理ということでございます。管理に対しましては、農林商工部に所管外がございました4月の時点で議会のほうにもお話申し上げておりますが、お約束どおりの所有権移転登記ができなかったと。しかし、4月を迎えて、校友会のほうとしても管理問題をどうするのかというようなお話があったところでございます。担当課といたしましては、寄附の覚書なり、寄附申出書、これをもって、朝倉市が所有権移転前でも管理をいたしますと、そういうお話のもとに進めておるところでございます。現在、先ほど御質問の所有権移転登記がまだ日程の関係でできておりませんけれ

ども、校友会のほうで、現実的には、今、管理をしてもらっているという実態でございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 県有地もありますし、じゃあ、県有地と校有地の管理をどうしていくのか。県有地はまだ先のことであるわけでありますので、そこらあたりの管理体制というのもですね、どこがどこまでやっていったらいいのかということで、非常に難しいかなというふうに思います。やはり、ここ辺の詰めはですね、やはり調印式のある前にはですね、話、協議というものはやっていただく必要があるだろうというふうに思います。

朝農高も閉校になりまして、もう4カ月経過するわけでありますが、その校内の被害状況っていいのか、荒れてないのか。そういったところはどのような状況でしょうかね。

○議長（柴田裕隆君） 朝農跡地対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） 現実的に、具体的な大きな被害は出ておりませんが、校舎間にあります水道の蛇口等について、幾分か盗難に遭っているというふうなことで聞いております。

以上です。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 今のところは、まだ、至って荒らされていないというか、被害状況も余り出てないようですが、これからがですね、恐らくどのようなようになっていくのか、先がちょっと見えないようでありますので、ここらあたりの管理というものをですね、しっかりとやっていかなきゃならないと思いますが、これは県の建物あるいは校友会の建物については、セキュリティの問題はどんなふうになっとんですかね。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 県有地の部分につきましては、福岡県のほうで警備システムを配置されて、管理をされております。あくまでも機械警備ということでされております。校友会地と県有地の部分、境界といいますですか、そういう立入禁止の部分についてはロープを張って境界をちゃんとやられてると。出入り口については、私どもちょくちょく見かけるのですが、門扉でございますね、これの閉塞がなされておるということで、管理の時点では開けておられるということがございますけれども、通常は閉められておると、立入禁止ということの処置がとられているようであります。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） もう、この管理体制っていうのが大事なものであるわけでありますので、早急によりしく願いを申し上げたいと思います。

それから、森田新政権になりましてね、いわゆる今までは県有地につきましては減額譲渡ありきというようなことで進んでまいりました。ところが、一般譲渡でいこうかという

ような方向転換がされてきております。これについてはメリットがそれなりにあるわけですが、まず1つ目に転売ができる。次に自由に計画ができる。3番目に公共施設の誘導が可能である。4番目に不動産鑑定評価額の時点修正が可能であると、こういうメリットがあるんだというようなことで、方向転換がされてきておるようではありますが、これに至ってですね、取得するまでの事務スケジュールをしてみますと、かなりのハードルがあるわけですね。最終的に、じゃあ県のほうと調印式できるというのが23年6月下旬、このころであろうと。こういう推測のもののスケジュール表ができておるようではありますが、これは事務作業がスムーズにいったところで、この時期だと思います。もし、どこかで時間がとられるようなことがあればですね、ややもすれば、また1年以上ぐらいの時間が経過するであろうと、そのようにちょっと心配をしておるわけでありまして。それから、いわゆる減額譲渡から一般譲渡にいきますと約1億円ぐらいの2億600万円、そのあたりの財源が必要になってきます。これは、ちょっと私も言葉の言い過ぎかわかりませんが、県の建物を解体する。例えば全部の建物を解体するということになると約4億円の予算が必要だという、そういう試算も出てきておるようではありますが、全部解体しなくても、ややもすれば、2億円、3億円ぐらいのものが必要になってくるんじゃないのかな。いわゆる校舎なんかをしてみますと、昭和40年代ぐらいの前般ぐらいに建築がされておりますので、これをまた耐震強化とかということになっていけばですね、また大変な財源が必要になっていきます。私は、今度はメリットがあるかもわかりませんが、1億円というものを高く出して、果たして、そこまでの費用対効果っていうのがあるのかなという気がいたしております。1億円あると考えるとすれば、市の単独事業というのは相当に実現可能な1億円だと。そのように。しかも、これは市民の血税であるわけですから、やはり、このあたりは十二分にですね、やはり検討して、この段階に随意契約なりに入っていくと、そういうふうにやっていただきたいと思うんですが、市長、いかがでありますか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 市長が答えます前に、経過、議員おっしゃったとおりでございます。私のほうからは考え方等についてですね、ちょっと事務局として申し述べさせていただきますというふうに思っております。

確かに減額譲渡ということで今現在までといたしますか、従来までは県の財産活用課と協議をしてきたところでございます。そういう中では、御承知のとおり、県の財産の取得、管理及び処分に関する条例の第4条に適合させると、こういうことで減額での譲渡ということになるわけでございます。そうしますと条例第4条に明記されております用途、使い方ですね。これの制限がかかりますもんですから、今後、朝倉市として柔軟な、21年の9月に確定をされました活用計画にのっとり、今後、活用計画を立てていくに当たって支障が出ては大変なことになると、そういうようなことから、制約がないといたしますですね、一般譲渡ということで方針を決定させていただいたところでございます。私どもと

しては、転売をするとか、そういう形での一般譲渡ということはもう到底考えておらないところでございますので、その点は御理解賜りたいというふうに思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） ただいま部長のほうから答弁をいたしましたけれども、いわゆる従来の減額譲渡から一般譲渡に方針を変えた。確かに譲渡の金額ですね。これを買収する金額については、1億円になるのか、どのくらいになるのかはまだわかりませんが、減額譲渡よりも高くなります。確かに財政的に大変なときにですね、安く買ったほうがいいじゃないかという御意見もあろうかと思いますが、いわゆる活用計画を、私どもは今後あれをもとにですね、朝倉農業高校の跡地を活用していくという考え方でおります。それを考えた場合にですね、もちろん、先ほども部長も申しあげましたようにですね、あれを転売するなんてさらさら考えてもおりませんし、あれだけの県有地、それから校友会から寄附をいただく予定になっております土地含めて、あれだけの広大な土地ですから、やはり市民の皆さん方が喜んでいただける。本当によかったなど。そのことがひいては寄附をいただく校友会の皆さん方に対してもですね、有意義に活用させていただきましたと胸を張って報告できることにつながるんだろうと思いますんでですね、できるだけ、やはり制約と申しますか、減額譲渡の場合いろんな制約ございます。ですから、なるべく、多少じゃなくて、随分買収額高くなりますけども、より、そちらのほうがですね、本来の活用の目的にあった形で、活用がより幅広くできるということですね、今回、減額譲渡から一般譲渡ということで変更をさせていただきました。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） そういったところはですね、よく理解ができるわけでありますが、やはり、これはですね、これからしっかりと協議をしながら、多方面からですよ、やっぱり協議をしながら、何が1番いいのか。やはり行政が、じゃあ一般譲渡で受けたから、どうでも使えるよというようなことは、私は決してないんじゃないのかなという気もいたしておりますので、そこらあたりもちょっとつけ加えをさせていただきたいなというふうに思います。

それから、この一般譲渡に変更がなされた。この点については、いわゆる提案業者3者、それから校友会のほうとのお話というのができておるわけでありますか。説明というのはされてるわけか、お尋ねをいたします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） まず、校友会の皆さん方に対して、この方針転換のお話をしたのかという御質問でございますが、現在正式にですね、これはお盆前からでございますが、正式に御理解を賜りたいということで、説明の日程の調整をさせていただいております。

それから、提案事業者の対応についてということでございます。この部分については、

さっき午前中の草場議員の中でもお話申し上げましたけれども、第一義的に校友会の寄附地問題、県有地の譲渡問題、これを懸案の進め方という順番づけでは進めさせていただきました。一定、こういう流れの中で、もう当然に提案事業者の問題について解決を図らなければならない時期になっております。そういうことから、早急に取りかかるということで考えております。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） やはり、こういう方向転換が、大きく変わっていくわけですから、このあたりの説明というのは十分にされていく必要性があるというふうに思います。

それから、市長、またお尋ねをするわけでありますが、これはですね、6月議会の一般質問の中で、これは中島議員の質問の中で、答弁がこういうことが申されております。これは原文のまま、ちょっと読まさせていただきたいと思うんですが、「はっきり申し上げまして、今の段階で申し上げますならば、まだスタートラインに立っていないという私自身の判断であります。それまでに整理しなきゃならん問題が幾つもあります。先ほど出ました、例えば先ほど言いましたように、校友会の問題、校友会の皆さん方は校友会の皆さん方で事情があるわけです。財団法人の問題等であります。ですから、それらが常に連携をとってくればよかったですけれども、残念ながら、校友会と市との信頼関係が今はない。そういったところの信頼関係をやっぱり構築していきながら、お互いに同一交渉でやっていかなきゃならん」、そういうふうに発言がされておるわけでありますが、これは市長、どういうことなのか。そして、これは6月のことでありますので、時間もちょっと経過をいたしました。今現在、この構築というのがなされているのか。お伺いをいたします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 御質問の校友会のほうと信頼関係の構築がなされておるのか。事務をやっております担当課といたしましては、窓口でございます事務局のほうを通じましてですね、積極的にお話を持たせていただいております、私どもは、つもりでございます。今回の寄附の事務の手続きの問題、それから県有地の譲渡の問題、こういったものが一緒になりましたものですから、校友会の方々としては時期的なならみといいますか、問題解決、説明、こういったものが前後しておるといような認識はお持ちになっておるのではないかなというふうに感じてはおります。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、部長が答弁をいたしましたけれども、正直申し上げまして、私が市長に就任させていただいて、先ほど井本議員が私の答弁、6月議会の答弁を読んでもいただきましたけども、そういった感情を率直に持ちました。その後ですね、やはり物事を進めていく上には、それもあれだけの高価な、広大な土地を寄附をしていただく。それも自分たちの思い出の詰まった土地であります。ですから、それを受けるには、やはり、

どうしてもやっぱり、校友会の皆さん方と信頼関係を築いていくということが1番大事だろうということですね、そういったつもりで事務方としてもやってきたつもりだろうと思いますけれども、じゃあ100%今の時点で信頼関係が構築できたかということですね、まだまだいろんな行き違い相当ありまして、100%ということにはいかないんじゃないかなというの、今の率直な気持ちであります。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） いや、何かそこにひっかかるような課題とか、何かそういうものがあればですね、やはり、これはいち早く払拭をしていただいて、やっぱり体制をもって、この大きな事業に対しての前向き、前向きの姿勢は十二分に持ってあると思うんですが、これは大事なところだと私は思っております。これはしっかりとまた校友会の理事会のほうともですね、しっかりと協議をしていただいて、前に前にと進んでいくように、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そしてですね、この事業というのは、私ども朝倉市にとりましては本当に一大事業であります。12万平米をいかに生かしながら、そして市長の申されている日本一の朝倉市にしていこうということについてはですね、これは市だけではない。やはり、私ども議会も市民も一体となって取り組んでいかなきゃならん大事な一大事業というふうに考えております。そういうことで、今、実施計画もまだできていないようではありますが、この実施計画がいわゆる青写真というものができない限りは、やはり、どうしても前に進まない。そういう大事なものであります。一般譲渡でいこうということになりますと、この基本構想に沿っての実施計画というものが、ややもすれば、何かこう、変わってくるのかなという気がしております。そこら辺の一般譲渡と実施計画の内容がどういうふうになっていくのかなということを考えておるわけですが、何か部長、そういったところの、こう、安易的なものが出てくるような気がしてならないわけではありますが、いかがでありますか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 私どもの考え方といたしましては、あくまでも6つの方向性が示されております。そういう中で、1つには現在の施設といいますか、建物。こういったものも含めて活用できる分野で、例えば農業分野でありますとか、加工分野でございまして、教育の分野でございまして、そういう活用の方策も1つには模索をしなければならないと。次には公共施設の誘導、こういったものも考えなければならない。もう一方では、農林業の要でございまして、これは方向性として書いてありますですね、森林組合でございまして、JAでございまして、こういうかわりのものについても検討してもらわなければならないと。要は、基本計画に示されております方向性に基づいて、実施計画を練っていこうということになるかと思っております。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 部長、やっぱ、そういうことでお考えもいただいております。

りますので、やはり早急にね、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

それからですね、これは機構改革のことで、先ほども草場議員のほうからも質問がありました。副市長は、機構改革については全体的なことも考えながらやっていかなければならない。今はそういうことは考えてないと。こういう答弁でありました。で、私もこの機構改革についてですね、一言言わせていただきたいなと思うんですが、本年4月に機構改革がありまして、いわゆる総務部の企画のほうから農林商工部のほうへ、この朝農跡地対策室が移動になりました。今、伊東室長と江藤係長、2人でこの対応がされておるわけですが、決して農林商工部で2人でやられているということがだめだということじゃないんですよ。先ほども申し上げましたように、この12万平米をいかに市の宝として、これから利活用していくかという大きな市の問題として、果たして今の農林商工部でいいのか。やはり、これは総務部のほうに移して、いわゆる財政課を中心としながら、それぞれに関係のある課、それを縦割りとそういうものじゃなくて、やっぱり横断的に協議ができる総務部のほうにですね、やはり持ってきて、そこで、市あるいは議会、あるいは市民、一体となって考えていく必要性が私はあるというふうに思います。全体的な機構改革じゃなくて、今の朝農跡地対策室を総務部に持ってくる。そして、そこで1つの体制をつくっていく。こういうことを申し上げたいわけですが、副市長、お願いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 部横断的な課題であるということについては、私もそのように思います。大きな問題であるということについても、そのように認識しています。総務部に置くか、農林商工部に置くかということにつきましては、そのこととは全く別の話ではないかというふうに理解しておりまして、農林商工部に置いた場合に、さまざまな部局を越えた課題について対応できないかということにつきましては、そのようなことではないと。ですから、どこの部署に置いておろうとですね、横断的な課題について幅広く検討するということが可能であろうというふうに考えてます。ですから、横断的なものについて総務部に置くということが必ずしも答えであるという認識はございませんので、そのような対応は現時点では考えてないということです。機構改革の中でさまざまな議論をして、その時点で、財政からのアプローチが特に必要であると。総務部に置くというふうな結論に至れば、そのようなこともあるかと思いますが、現時点では、そのようには考えておりません。

先ほどですね、ちょっと、この場を借りて申しわけないんですが、転売の問題、あと時点修正の問題言われましたけれども、もしかすると我々のほうの説明でですね、不足しておった部分があって、議員にそのような認識を持たせてしまったのかと思いますので、若干訂正させていただきますと、転売につきましては基本的にできません。といいますのが、今回随意契約ということで、特に朝倉市にということで、入札にかけずに譲渡を受けるということを今県のほうに検討してもらっておる状況です。ですから随意契約で買うという

ことであれば、それを転売するということはそもそも考えられませんので、公共目的に使うと。朝倉市が使うということを基本に随意契約を受けるということになります。あと、時点修正につきましてはですね、いわゆる鑑定評価ですから、その現時点での鑑定評価額で買うというのはですね、本来どういった売買でもそのような形になりますので、減額の場合いろんな議論をして、当初提示した金額で買ってほしいという県の意向があったのかどうか、そこは存じませんが、基本的に現時点での鑑定評価額で随意契約を受けるということになろうかと思しますので、転売の件につきましては、そのような訂正といいますか、させていただきます。

以上です。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） ちょっとまた別の報告が入ってきたんですが、この資料をいただいた10ページのメリットの中に、1番に、土地や建物の転売や貸し出しができると、こういうふうになってありますよ、これ。違うんですか、これ。もし、これが違うんなら、これ訂正してもらわなきゃいけません。でね、もう、これはちょっとここで私は言うあれはありません。ちょっと先へ進みたいというふうに思います。

でね、今、副市長のほうは、今は機構改革、その朝農跡地対策室を総務部のほうに持ってくるということは考えてないと、こういうことであります。先々考えられることかわかりませんが、今が大事な時期なんです。今やってもらわなきゃ、私は事業が前へ進まない。今でも遅々としておくれるような状況であるわけでありまして。これは早急にね、真摯に考えていただかなければならない、私は問題であろうというふうに思います。1番所管である農林商工部長、いかがでありますか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 議員おっしゃることは十分わかります。幅広い分野にまたがる部分の活用については、もう理解を申し上げるところでございますけども、私の口から、組織機構に関する御質問でございますので、回答については御容赦いただきたいと思っております。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 部長としては何も言えない。窮地に置かれている。そういうことですか。先ほどからも何回も申し上げてまいりましたようにですね、この問題については本当に大事な問題であるわけでありまして。そして、いわゆる1番メインになってます「人と緑と未来の交流拠点」、これをつくっていかうとされてるわけですから、ひとつ、この拠点が早く立派にできますことをですね、期待を申し上げたいというふうに思います。

じゃあ、この項は終わりました、次に下水道事業についてですね、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず、単独公共下水道事業の取り組みについてであります。これもですね、平成21年

9月の一般質問の中で、桑野議員の質問であります。この中で、所管でありました宮本下水道課長、以下のように答弁がされております。この事業の未処理区、いわゆる金川も、それから三奈木もまたがるわけでありまして、1と2が、福田のほうに関係するわけでありまして、「この整理につきましては、効率的な事業となるように区域の設定を変えて検討をいたしております」と。「区域設定の見直しは地域の方々の理解もいただかなければなりません。今年度中、いわゆる21年度中には一定の方針が出せるように、現在検討している状況であります」と、こういう答弁であります。現在どのように進んでおるわけでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（高良 寛君） 議員、今申されました単独公共下水道の2地区についての検討の経過ということでございます。

簡略で、1地区、2地区ということで、もう既に御承知のようでございますので、まず、それぞれの地区につきまして、まず、どのくらい概算で事業費がかかるのかといった検討をまず第1点で行っております。1地区につきましては、いわゆる対象面積が94ヘクタールということでございまして、一方の2地区につきましては117ヘクタールというような面積の違いがございます。また、それぞれの地区の特徴としまして、2地区の福田を中心としますと、小田、小隈、平塚、中寒水、屋永という地区に該当しますけれども、いわゆる排水路がですね、約1地区に比べて3.3倍と大きくなると。この原因につきましては、要因につきましては、2地区のほうがいわゆる多く水を使う事業所が多いと。工場等ですね、多いという結果によって、そういった最大汚水量の量となっているということが判明をしております。事業費につきましても、当然、そういったものが反映されまして、金額につきましては、差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、（発言する者があり）はい。そういった検討。それから1、2を合併したときの事業費までの検討。そういったところまでは、今回できております。

以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 秋月の特環事業、それから安川、蜷城の農業集落排水事業、これもほとんど終わりますよね。秋月の特環が23年度で終わることでもありますので。そうしてまいりますとね、やはり、ここで、この単独公共下水道事業に関しても見直しがされてもいいんじゃないのかな。そういう気がいたしております。それだけの予算がそちらのほうに向かっていっていったのがもう要らなくなるわけでもありますので、それをこちらのほうに単独のほうに回して、早急に、この計画を立てていただく。そういうことはできませんか。これ、市長、いかがですか。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 朝倉市につきましては、全般的にそれぞれの形で下水道の整備を

していこうということで、あるところは流域でありますし、やるところは農集、あるいは特環と、あるいは合併、市設置型の合併浄化槽という形で計画されております。私も個人的、個人的という言い方は、これは市長としてはまずいんで、私の考え方としましてはですね、やはり、早くできる形とあわせてですね、もう1つ肝心なのは、将来的にもですね、安心して、安心できる施設という考え方です。ですから、そのことを含めてですね、よく考えた上で、このことについては1地区、2地区、含めてですね、検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 市長、ひとつ前向きな姿勢でですね、よろしくお願いを申し上げます。

それから2番目にですね、下水道整備事業は、これはいいですね。交付金のことについても尋ねたいなと思っておったんですが、ちょっと時間がありません。ちょっと飛ばさせていただいて、排水施設のない地域の施設設置についてと、これについていきたいと思えます。

この問題につきましてはですね、柴田議長の許可をいただきまして、2部の資料を配付させていただきました。議員の皆さん、それから執行部の皆さん方のお手元に配付がいつてははずであります。いわゆる朝倉市、「水と緑の豊かな朝倉市」というふうにあるわけではありますが、やはり、環境、生活環境の中でですね、非常に困窮されてるところがあります。こういったところに対して、行政として、どういうふうにお考えなっておるのか。この問題についてはですね、再三私も申し上げてきましたし、また地域のほうからも再三の要望がなされたと思うんですが、まず要望書につきまして、8月12日に市長のほうにこの提出をさせていただきました。牛鶴の区会長を初め、私ども議員4名、連署でさせていただいたわけではありますが。具体的に排水設備がないことから、まず1番目に生活排水、洗濯排水、炊事排水、いわゆる雑排水であります。これを敷地内への地下吸い込みによる、排水による土壌汚染、いわゆる自然吸い込みをやっておられます。それから、上記1に係る飲料水への危険性、当地は地下水により飲料水を確保している。そういう危険性があるということです。それから3番目に雨期における水浸し等に係る公衆場の不衛生。それから4番目に豪雨時期には一部の家屋において床下浸水、こういうことがあります。このことについては、また後の付近図について説明させていただきたいと思えますが、こういうもろもろの被害があり、当該住民においては対策を打っているところではありますが、限界があり、日々危機としての生活を余儀なくされている状況であります。

以上の内容については、ここにおいて、行政当局へ何度も要望をいたしておりますが、何らかの事情があるのか、いまだ排水設備の着工までには至っておりません。このような状況が継続するようであれば、通常生活が平穩に過ごせる状況ではなく、日々生活不安を募らせる一方であり、また、今後何らかの事故が発生した場合には、行政による不作為が

問われるのではないかと思います。以上のような状況のため、少しでも早く上記の不安を払拭すべく排水設備の設置を付近図を添付して要望いたしますと、こういうことであります。

添付しております付近図を見ていただくとおわかりになると思うんですが、先ほど申し上げました朝倉農業高校と相対面する側のピンクで囲んでおりますが、これは当然市道であります。しかも、この線に排水施設がないということでありまして、ピンクの丸をつけております6戸の家庭が自然吸い込みをいまだされていると、こういう状況であります。単独公共事業の部分にこの地域は入ってくるわけではありますが、先ほどのお話を伺う中においては、まだまだ、その計画性もないような状況であります。日々こんなふうでライフスタイルがですね、違ったような地域があるわけありますので、この解消をですね、ぜひ早く取り組みをしていただきたいという強い要望をいたします。本当に、これは金川地域として、私も声を大きくして言えるようないいことではなくて、こういう地域があるという一つの恥ずかしさというのも私はあるわけありますけども、しかしながら、生活住民のためにはどうしても申し上げていかなければならない大事なことだというふうに思っていますので、あえて、ここで、こうやって、要望書あるいは付近図を添付させていただいてお願いをする次第であります。市長、いかがでありますか。

○議長（柴田裕隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（高良 寛君） 現在、この要望につきまして、建設課を初め関係をする各課で検討させていただいている段階でございます。まことにこういった状況があるということにつきましては、この地区に限らず御迷惑をかけていることにつきましてはですね、大変申しわけなく思っております、何とか事業メニューであったり、補助であったりですね、対処できないかという方向で現在検討しておりますので、今回の要望の回答をもってですね、ご返事申し上げたい。そのように努力をしたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） ただいま部長が答弁いたしましたとおりでございます、正直申し上げますね、私、初めて、この前、この要望書いただきましてですね、恥ずかしい話ですけども、こういう地域がまだ残っておるんだなということを知りました。今、部長が答弁しましたようにですね、市としても、何とか前向きに努力していきたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 市長、本当によろしくお願ひいたします。本当にもう朝倉市民としてですね、こういう地域があるんだということを、また市長初め執行部で、現地内でも入りこんでいただいて、しっかりと見ていただいて、前向きな姿勢をぜひ住民の皆さんに示していただきますように、心からお願ひを申し上げますというふうに思います。

時間が大分なくなってまいりました。次の森林行政に入りたいわけではありますが、途中でなくなってしまいうようではありますが。先ほどのね、副市長の言われました転売関係について、何かこれ違うならばね、これは、私は、またやらさせていただかないかなと思えますが。ちゃんとした答弁できます。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） お手元の資料を、前回の分でした。一般譲渡とですね、随意契約、そこをちょっと分けて御説明したつもりだったんですが、一般譲渡につきましては転売可能だと思います。思いますというか、転売可能です。随意契約ということになるとですね、特に朝倉市ということで譲渡を受けますから、ですから、公共目的で使うと。朝倉市が使うんだと。それを条件に譲渡を受けるんで、その場合に、またそれを売ってということにはならないというふうな御説明をしたんですが。済みません。ちょっと言葉足らずで。誤解を受けたんでしたら。そのような御説明です。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 一般譲渡は随意契約でできますよと、こういうことでしょ。違うの。随意契約で、それ取得できないのかな。私なんかそんなふうに、この資料、それか説明受けたときに、そういう僕は感じ受け取ったんですけどね。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） まず、こう、広い概念としてですね、譲渡の仕方、一般的に譲渡を受けるという意味で一般譲渡というふうにとらえて、その中に、さらにですね、随意契約ということで、特定の者に渡すという場合があります、その特定の者に渡す場合には、渡す条件として、それをどんどん売っちゃいけませんよという話なんです。ですから、先ほど私が御説明したのは随意契約についての御説明です。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員。

17番（井本五男君） 私もね、一般譲渡の場合のメリットとして、こういうのがありますよということを僕は申し上げていったつもりで。減額譲渡の場合でのメリット、そういうあれじゃないんですから。どうも、そこ辺の行き違いなんかあったような気がしますね。はい。そこ、ちゃんと理解していただければ、私もまた理解していかなきゃならないわけでありまして、そういうことで、きょうはちょっと終わりにしたいと思うんですが。

森林行政はですね、ここに上げておりますように、ダム周辺が非常に荒廃森林が多くなっております。これも面積等も私も調べさせていただいたわけではありますが、そして、この再生に当たって、「水源の森の整備構想」とか、あるいは福岡市からの水道涵養事業基金、こういうものについても少しばかりの基金流用はさせていただいておるようでありまして、また県の森林環境税の用途についてもですね、わずかながら朝倉市のほうにまいておるようでありまして。しかしながら、なかなか予算的に余り来てないようでありまして、また特に、水道資源涵養事業基金、それから森林環境税、これも何かいろいろと制約があ

ってですね、朝倉市の思うような調査、それから加入率を高めるような、そういう仕事もできてないようであります。これはひとつ市長初め執行部でですね、やはり、それぞれのところに行っていて、そして、朝倉市はそれぞれの水がめだということも多いに主張していただいて、できるだけ予算獲得をお願い申し上げたいと思います。

そして、この水源涵養率が高くなっていきますように、そして、我々が水不足に遭わないような、そういう生活ができるようなことを大いに期待を申し上げながら、私の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（柴田裕隆君） 17番井本五男議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後1時57分休憩